

重度心身障害者医療費助成制度(精神)について

■制度の目的

重度心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、医療費の助成を実施するものです。

■助成の対象となるもの

自立支援医療(精神通院医療)の自己負担金を助成します。

<保険対象外の例(自費分)>これらは助成の対象になりません

- ・ 予防接種
- ・ 室料差額
- ・ レジ袋代
- ・ 薬の容器代
- ・ 文書料
- ・ 食事代
- ・ オムツ代 など

※助成対象となった医療費は、医療費控除は行えませんのでご注意ください。

※医療保険から給付(高額療養費、附加給付など)がある場合は、一部自己負担額からその額を控除した金額を助成します。

■申請方法

医療機関の所在地によって、手続きの方法が異なります。下の表でご確認ください。

	(1) 埼玉県内の医療機関	(2) 埼玉県外の医療機関
窓口での対応	「重度心身障害者医療費受給者証」と「自立支援医療受給者証(精神通院)」を医療機関で提示すると、一部自己負担額を支払うことなく医療サービスを受け	自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分を、いったん窓口でお支払いください。

	(1) 埼玉県内の医療機関	(2) 埼玉県外の医療機関
	られます。	
後日の申請	原則、後日の申請は不要です。	後日、重度心身障害者医療費請求書に領収書を添付して、障がい者支援課へご申請ください。

※助成対象外のものがあつた場合は、その支払いが必要となります。

※埼玉県内現物給付は、現物給付にご協力いただける医療機関等で適用となります。

【埼玉県内の医療機関で1医療機関・1か月の医療費が21,000円を超えた場合】

社会保険加入者で、1医療機関で1か月の医療費が21,000円を超えた場合は、当該医療機関でその月に係る医療費の一部負担金を窓口で全額お支払いいただき、後日、領収書を添付して障がい者支援課へご請求ください。高額療養費や附加給付の対象となる場合は、支給決定通知書も合わせて添付してください。

【申請先】

- ・ 蓮田市役所 障がい者支援課
- ・ 蓮田駅西口行政センター(木曜休所)
- ・ 平野連絡所

※郵送で申請する場合は、障がい者支援課宛に送付してください。

■請求書の提出方法

請求書は、障がい者支援課窓口においてあります。ホームページからもダウンロードできます。

★重要★ 医療機関の領収書があるかないかで、請求書の書き方が変わります。

【パターンA】領収書がある場合	【パターンB】領収書がない場合
<p>どんなとき？ 医療機関で受け取った領収書が手元にあるとき。</p>	<p>どんなとき？ 領収書を紛失した、または医療機関で発行されなかったとき。 この場合は、請求書の下部にある「医療機関等記入欄」に、医療機関に記入してもらう必要があります。</p>
<p>請求書の「医療機関等記入欄」は？ 記入不要です。 (領収書を請求書に添付するだけでOK)</p>	<p>請求書の「医療機関等記入欄」は？ 医療機関に記入してもらう必要があります。 (請求書を医療機関に持参し、下部の領収書欄を記入してもらってください)</p>
<p>提出するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 請求書(申請者記入欄のみ記入)・ 領収書(原本)	<p>提出するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 請求書(申請者記入欄+医療機関等記入欄の両方を記入済みのもの)
<p>注意点 領収書には、次ページの7点がすべて明記されていることを確認してください。</p>	<p>注意点 医療機関によっては、記入が有料となる場合があります。</p>

◆領収書として申請できるものの条件(7点)

申請できる領収書は、下記の7点がすべて明記されているものです。

- ・ ① 受診者氏名
- ・ ② 診療年月日
- ・ ③ 保険診療点数
- ・ ④ 領収額

- ⑤ 発行年月日
- ⑥ 発行者名(医療機関等の名称や所在地など)
- ⑦ 領収印

◆ 領収書の分け方(複数枚ある場合)

領収書は、「医療機関ごと」「診療年月ごと」に分けて、それぞれ1枚ずつ請求書を提出してください。

例:A病院の4月分、A病院の5月分、B病院の4月分 → 請求書は3枚必要

◆ その他の注意事項

- 領収書は原則、原本提出です。領収書の原本が他の手続きで必要な場合は、事前にご自身でコピーをしていただき、原本と一緒に障がい者支援課窓口にお持ちください。原本とコピーを確認後、原本をお返しします。
- 医療費を支払った翌日から起算して5年経過した領収書は、申請できません。
- 健康保険証を提示できなかったため、医療費を全額支払った場合の領収書は助成対象外です。
- 領収書の内容が助成対象のものなのか不明な場合は、領収書をご持参のうえ、障がい者支援課職員へお問い合わせください。

■申請時期と振込日について

請求書は、診療月の翌月以降に申請してください。

請求書は、毎月10日締め(土・日・祝日の場合は次の開庁日)、翌月末の振込みとなります。振込額は別途通知書を月末にお送りします。

※高額療養費や附加給付に該当する見込みがある場合は、お振り込みまでに3~4か月以上かかる場合があります。

■変更届等について

下記の場合は、必ず変更の届け出をしてください。

- ・ 市外転出、市内転居
- ・ 住所・氏名の変更
- ・ 健康保険証の変更
- ・ 振込口座の変更
- ・ 受給者が死亡したとき

<お問い合わせ>

蓮田市役所 障がい者支援課

〒349-0193 蓮田市大字黒浜 2799 番地 1

TEL:048-768-3111(代)

FAX:048-769-0684

Eメール:shougai@city.hasuda.lg.jp